平成２９年（フ）第１５８号
千葉県成田市加良部２丁目２番地１（３棟204号）
債務者　髙橋みえ子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１６５号
千葉県成田市本三里塚230番地23（ソワサント成田Ｂ101）
債務者　島田　邦雄
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１７０号
千葉県八街市大関215番地48
債務者　西山　次夫
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１７３号
千葉県白井市冨士247番地の２　キャッスル冨士111号
債務者　佐藤　　淳
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２１０号
川崎市高津区下作延７丁目１番８－401号　ベルファース溝の口
債務者　大貫　幹人
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３１０号
川崎市宮前区野川1223番地４　プリマベーラ203
債務者　榊原　大介
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３２７号
川崎市高津区末長１丁目３番６号　ヒルズすえなが　210
債務者　神山　洋子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３２９号
川崎市川崎区大師町３番18号　遠藤方
債務者　伊東　章典
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３３１号
川崎市中原区上小田中５丁目９番15号　ペアシティーⅡ　407
債務者　勝呂　元美
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４８号
川崎市麻生区上麻生５丁目１番10号　アザーレ新百合ヶ丘弐番館　204、前住所東京都世田谷区深沢５丁目22番８号
債務者　加藤　知愛
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３５１号
川崎市川崎区追分町８番11号
債務者　岡本　恭介
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
静岡県掛川市領家935番地
債務者　松浦まゆみ
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
静岡県掛川市天王町２番地　アドラシオン303号室
債務者　植田　康雄
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
岡山県倉敷市連島町連島12番地５
債務者　大久保　聡
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
熊本市東区長嶺東５丁目５番24号　イーストコート壱番館102、前住所熊本市東区長嶺東５丁目７番40―103号
債務者　塩﨑　秀信
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８１７号
札幌市東区北25条東５丁目２番５号　インペリアル25Ａ105号
債務者　阿部　美香
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部